

平成23年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

平成23年 9月22日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第69号 平成23年度京都縦貫自動車道関連市森地区下水道管路移設工事
その2請負契約について
- 第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 議案第59号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第60号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第 8 議案第61号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第62号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
号）
- 第10 議案第63号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第64号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第65号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第66号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1
号）
- 第14 議案第67号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第68号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第16 認定第 1号 平成22年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 2号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第18 認定第 3号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 第19 認定第 4号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

- 第 2 0 認定第 5 号 平成 2 2 年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 1 認定第 6 号 平成 2 2 年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 2 認定第 7 号 平成 2 2 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 3 認定第 8 号 平成 2 2 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 4 認定第 9 号 平成 2 2 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 5 認定第 1 0 号 平成 2 2 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 6 認定第 1 1 号 平成 2 2 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 7 認定第 1 2 号 平成 2 2 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 8 認定第 1 3 号 平成 2 2 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 9 認定第 1 4 号 平成 2 2 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 0 認定第 1 5 号 平成 2 2 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 1 認定第 1 6 号 平成 2 2 年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 2 認定第 1 7 号 平成 2 2 年度国保京丹波町病院事業決算の認定について
- 第 3 3 閉会中の継続調査について
- 第 3 4 議員派遣

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番	横 山	勲 君
2 番	岩 田	恵 一 君
3 番	篠 塚	信太郎 君
4 番	梅 原	好 範 君
5 番	森 田	幸 子 君
6 番	村 山	良 夫 君
7 番	山 内	武 夫 君
8 番	東	まさ子 君
9 番	野 口	久 之 君
10 番	坂 本	美智代 君
11 番	原 田	寿賀美 君
12 番	松 村	篤 郎 君
13 番	北 尾	潤 君
14 番	小 田	耕 治 君
15 番	山 田	均 君
16 番	西 山	和 樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	寺 尾 豊 爾 君
副 町	長	畠 中 源 一 君
教 育	長	朝 子 照 夫 君
会 計 管 理 者		岡 本 佐登美 君
参 事		岩 崎 弘 一 君
参 事		野 間 広 和 君
瑞 穂 支 所 長		山 森 英 二 君
和 知 支 所 長		藤 田 真 君
総 務 課 長		伴 田 邦 雄 君
監 理 課 長		山 田 洋 之 君

企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君
代表監査委員	船越肇君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上西貴幸

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員・篠塚信太郎君、4番議員・梅原好範君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんの出席をよろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、議案第69号 平成23年度京都縦貫自動車道関連市森地区下水道管路移設工事その2請負契約について》

○議長（西山和樹君） 日程第3、議案第69号 平成23年度京都縦貫自動車道関連市森地区下水道管路移設工事その2請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

議員各位には、連日熱心にご審議いただいておりますとに厚くお礼を申し上げます。

それでは、早速でございますが、本日追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第69号 平成23年度京都縦貫自動車道関連市森地区下水道管路移設工事その2請負契約についてであります。株式会社美建と6,002万6,400円で契約を締結することについて議会の議決をお願いしております。

工事の概要につきましては、下水道圧送管路の布設及び水管橋の架設工事等を行うもので

あります。

なお、工期は平成24年2月29日までといたしております。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） おはようございます。

それでは、私のほうから、ただいま上程となりました議案第69号について、補足説明をさせていただきます。

本工事は、京都縦貫自動車道丹波インターチェンジの整備によりまして、市森地区農業集落排水処理場用地が必要とされまして、施設の撤去を求められております。隣接する須知地区農業集落排水処理場へのつなぎかえを行うための下水道管路移設工事でございます。

工事場所につきましては、お手元の2枚目ですけれども、資料に位置図を示させていただいておりますとおり、市森の入り口付近から国道9号の歩道部、そして須知川を経まして須知処理場手前のマンホールまでとなっております。

工事内容につきましては、その位置図の裏面に記載いたしております。ポンプ圧送によります硬質塩化ビニール管布設が国道部、町道部合わせまして延長653.6メートルです。須知川を越える水管橋が延長36.8メートルとなっております。

それでは、議案を読み上げさせていただきますして説明にかえさせていただきます。

議案第69号 平成23年度京都縦貫自動車道関連市森地区下水道管路移設工事その2請負契約について

平成23年度京都縦貫自動車道関連市森地区下水道管路移設工事その2について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

1. 工事名 平成23年度京都縦貫自動車道関連市森地区下水道管路移設工事その2
2. 契約金額 60,026,400円
3. 契約の相手方 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野278番地152
株式会社美建 代表取締役 野々口輝久

4. 契約の方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札

5. 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町市森外地内

6. 契約期間 議会の議決を得た日から平成24年2月29日まで
平成23年9月22日提出

京丹波町長 寺 尾 豊 爾

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご承認くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第69号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

議案第69号 平成23年度京都縦貫自動車道関連市森地区下水道管路移設工事その2請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（西山和樹君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 異議なしと認めます。

よって諮問第1号は、原案の推薦者を適任として答申することといたします。

《日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(西山和樹君) 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任として答申することといたします。

《日程第6、議案第59号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 日程第6、議案第59号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これですべての討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

議案第59号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第60号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 日程第7、議案第60号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これですべての討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決します。

議案第60号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第61号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)》

○議長(西山和樹君) 日程第8、議案第61号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

- 15番(山田 均君) ちょっと何点かお尋ねをしておきたいと思うんですが、一つ、20ページで備品購入費、歳出でございまして、施設備品ということでサルの捕獲おりと説明があったわけですがけれども、具体的に、当然先進的な事例もあると思うんですがけれども、どのようなおりで、どういう形でサルの捕獲ということで、捕獲をするのか伺っておきたいと思います。

それから同じく21ページの委託料で、測量設計監理業務委託料というのがございます。山開センターの屋根の防水工事という説明だったわけですがけれども、工事の内容というには、どのようなことを考えているのか、特に平家の場合には、これまでからですがけれども、特に積雪がある地域では非常に雨漏りがするというので、何回防水工事をやっても何年かたてば雨漏りがするということになるわけですがけれども、そういうことから、例えば、片屋根を新品にするとか、勾配をつけたそういう屋根をつける方法というのが取り入れられているところもあるんですがけれども、その辺の考え方を伺っておきたいというように思います。

それから、22ページの工事請負費で、ケーブルテレビのCATVの施設整備ということで、自家発電用システムをしたいということで、当然そういうものは、停電ということも考えますと必要だと思うんですが、各戸へ設置をしておるケーブルテレビの場合のCATVの放送の場合、旧瑞穂の場合にはバッテリーというのを設置しておったんですが、京丹波になりまして、そういうもの全部なしということになったんですが、停電をすれば、緊急放送が聞こえないと、そういう状態が出てくるわけですし、特に近年そういう停電ということも起こってきておる中で、緊急時における連絡体制については、どのように考えておるのかお尋ねしておきたいと思います。

それから、25ページの土木費の負担金補助及び交付金で、除雪機の関係なんですが、3分の1で上限が15万円ということになっております。排土板の場合は、2分の1ということになっておりますが、特に雪の多いというのは、周辺部で特に高齢化でなかなか雪かきに出てくれる人がどんどん減ってきて、どうしても機械に頼るということになってきておりますし、トラクターでの除雪もマンホールやとか、道が狭いということで、非常に危険ということで、除雪機の購入へということを知りわけですがけれども、そういうことを考えますと、やはり15万円ということになりますと、機械そのものも一定の馬力のあるものということになりますと、やっぱり上限を上げて対応すべきだと思うんですが、その点について

伺っておきたいと思います。

それから、26ページの同じく土木費の木造住宅の耐震の改修の補助金を、今回2分の1から4分の3に引き上げるということですが、なかなか必要性がわかっておっても、改修をするということになると、多額の費用が要るということで、補助金そのものも低いということで、なかなか進んでないわけですがけれども、そういうことから今回、90万円ということになったわけですがけれども、一つは、そういう中身をきちっと知らせると、わかりやすく知らせることが大事だと思うんですけども、その方法はどのように考えておるのかということが1点と。

もう一つは、一戸の家、特に家のそのものが大きいわけですので、全体を耐震改修をするということになると、相当な費用が要ると、例えば、一つの部屋を改修と、またそこにシェルターみたいなものを入れ込むとか、そういうような方法というのは対象にならないのかと、ひとり暮らし二人暮らしの場合でしたら、そういう一つの部屋を耐震にすれば、そこにおるとか、そこに逃げ込めば十分助かるということもあるわけなので、そういう方法はできないものかどうか、1点お尋ねしておきたいと思います。

それから同じく27ページで、工事請負費で消火栓の設置工事があるんですけども、これは何基で、場所はどういうところなのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細、あるいは技術的なことなので、担当者、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 私のほうからは1点目の、農業振興費、有害鳥獣対策事業の備品購入費につきましてお答えをさせていただきます。

施設備品のうち、サル用の捕獲器を2基購入する予定にしております。1基5万3,000円の予定をしております。これにつきましては、軽量タイプということで、高さが70センチ、長さといいますか奥行きが1メートル、幅が55センチという、軽量タイプの可搬型でございます。試験的に出没の多い和知の広野、大簾付近と、それから下山をまず対象に、これは地元調整も必要になってきますけれども、試験的に購入をして設置をさせていただきたいということで補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君） 山開センターの委託料の件でございますが、山開センターにつ

きましては、現在まで29年経過をしております。構造といたしましては、二種類にわたりまして、いわゆる山開センターのホールの上につきましては、カバー工法、ガルバリウム鋼板で現在屋根が形成をされております。その他につきましては、アスファルト防水シートでなっております。

議員のご質問の点につきましては、新しい屋根をするという一つの工法も考えられるわけですが、荷重等の関係から、また建築コストの関係から言いますと、現在の工法をそのまま新たに上にやりかえるというのが低コストであるということで、調査設計の中での結果が出ているところであります。

したがいまして、同じものをもう一度上に工法としてやるということを採用しているところでありまして、耐久年数も20年、30年と、材質もかなり改良されておりますので、対応できるかなというふうに思っております。

あわせて積雪荷重の問題も、その工法でいきますとクリアをしているということでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 3点目の22ページのケーブルテレビ施設整備工事でありまして、情報センター内に自家発電システムを構築するものでございまして、現在のところセンターには、停電の際の補助電源というものがございませんので、サービスの提供側といたしまして、この自家発電の装置を整備するものでございます。

なお、現在瑞穂地区におきましては、当初から無停電電源装置というものが導入をされていたわけですが、既に耐用年数を経過する中で、故障等も増えてきたということなり、これまでにそういった大きな停電等に遭遇はしてこなかったわけですが、全町域となりまして、こういった施設をこちらのほうで維持管理をしていくということも、なかなか難しい状況でもございますので、全町域におきましては、瑞穂地区で取り扱ってございました無停電電源装置については、整備をしないという方向で考えておりまして、供給側として自家発電装置を整備をしまして、供給のほうに努めていきたいという思いでございます。

以下、防災面のほうにつきましては、総務課長のほうからご説明いただきます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 停電時の防災面でございますけれども、これにつきましては、決算委員会でもお尋ねのあったところでございます。停電及び断水時等におきましても常に消

防団さんとの緊密な連携をいたしまして、常備消防とも連携を図っております。既に緊急体制をとれる状態を既につくっていただいております、携帯電話等によってそれら情報をお伝えをしておるところでございます。

また、さらにこれが長時間に及ぶ場合につきましては、区長様を通じて周知いただくほか、広報車等によりまして、現状等の広報を行ってまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 負担金補助及び交付金の除雪機の設置事業の補助金の関係でございますが、除雪の機械につきましては、年々新しい機械等、馬力も強いものが出てきておりますし、コンパクトで馬力の強い機械も出てきております。

そして、降雪が多いところというのは、根雪になったりするところもございますので、除雪機械の補助については、そういった根雪のある場所の方に聞き取りをするなり、それと今の現状を把握する必要もございますので、その状況なりニーズを把握した上で、除雪機具の補助金については、検討する必要があるというふうに考えております。

次に、耐震改修の補助金の関係ですが、これにつきましては、町の補助金を受けて耐震診断を受けておられる方は、町のほうで把握しておりますので、その方については補助金の制度が変更になったということは、お知らせしたいというふうに考えております。

それとあわせまして、広報お知らせ版とホームページによりまして、町民の方に広報のほうを行いたいというふうに考えております。

それと、部分的な改修なんですけど、倒壊のおそれのある家屋にシェルター機能を持たせるということかと思うんですけど、そのことについては、現在の今行っております補助制度では建物全体が対象になっておりますので、部分的にその一部屋だけにシェルターの機能を持たずということは、今の補助金の制度ではできないというふうになっておりますが、それにつきましても、ちょっと会議の名前は忘れちゃったけれど、部分的に倒壊のおそれのある建物にシェルターの機能を持たせるということが検討されておりましたので、また確認して報告のほうさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 27ページの消防費の工事請負費でございますが、消火栓の設置工事につきましては、中台地内の開発団地内でございます。基数は1基でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたんですが、一つは、サルの捕獲器の関係なんですけれど、実施場所やとか内容的なことは、今説明を受けたんですけれども、当然試験的に実施するというごさございましたが、一つは、先進的な事例ですね、そういうものがあるのかどうか、ちょっと伺ったんですけれど、答弁がなかったんで、その点もう一度伺っておきたいと思います。

それから、山開センターの屋根の防水工事の関係なんですけれども、今同じ方法で技術も上がっておるということで、20年、30年もつというごさございましたけれども、その工事をする業者といますか、商品といますか、そういう技術といますか、それが本当にそういうものを責任を持ってもらえるのかどうかということが非常に大きいと思うんですけれども、これまでは、そういっておったけれども、例えば、5年、10年ですね、雨漏りがするというごさ、実際にあったわけなので、やはり同じお金をかけて、そういう屋根を、片屋根とかいうのは相当金も要るんですけれど、実際考えれば、一度そういうことしておけば、十分対応できるわけなんで、今の説明では、十分現行工法で低コストでやれるというごさございましたけれども、その点については、しっかり責任をそうであれば持つと、20年責任を持つんだということの業者からの一筆もらってやるぐらいのことが必要だというふうに思うんですけれども、その点についてもう一度伺っておきたいと思います。

それから、緊急時における連絡体制のごさ、停電時についての説明があったんですけれども、1時間も2時間も停電ということは、これまで実際、考えられなかったわけなんですけれども、実際2時間からの停電の経験を私もしたんですけれども、今言われたようにどこからも何も、そういうものに対する状況とかいうものは連絡は来ませんでした。ケーブルテレビで放送されて停電している以外のところには、そういう放送が入ったようごさございますけれども、三つの集落では全くそういうのはわからないというごさございました。

朝の6時過ぎでございましたけれども、だから、そういう点であれば、今課長が言われた改正があるんだということであれば、どこにそれがそういうことができなかつたかということも点検、総点検していただいて、きちっとそれが徹底できるようにすべきでありますし、それが火事であったりいろんなものであったりした場合には、和知なんかでは防災無線ということで、その充実も町長と語るつどいでも出されておりましたけれども、そういうものを整備していくというごさ、一つの方法かと思っておりますけれども、やはりそういう点をしっかり見てやっていただかなければ、これまで停電ということは本当に考えられなかったわけなんですけれども、実際そういうごさが近年たびたび起こっておるというごさも聞いておりますので、

そういう点は改めてもう一度、その辺についての徹底とやり方について伺っておきたいというように思います。

それから、もう1点、町長にお尋ねしておくんですけども、今回の補正の場合については、歳入を見ますと、地方交付税と繰越金で9億8,200万円という大きな収入の大もとになっておるんですけども、あわせてそのうちの差し引き減額もありますので、補正としては、9億円余りになっておるわけでございますけれども、歳出で今回は財政調整基金と先行用地取得ということで、その82%余りが、そこに投入されて予算化されておるんですけども、財政運営の考え方で繰り越しを不用額もあって6億円受けたと、もちろん地方交付税の確定分ということで3億5,000万円余りあったと思いますけれども、本来住民要求にもっとこらえられる部分もこういうぐあいに考えますとありますし、もちろん住民の暮らし応援、公共料金、そういう負担を軽減する方向に財源も充当すべきじゃないかと、もちろん一定の積み立てということも、基金の積み立て、それは当然必要かと思っておりますけれども、そういう基本的な考え方はどうなのか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 防災無線の充実の考え方ということでございます。これにつきましても、決算委員会でもご質問のあったところでございます。これにつきましては、そのときも申し上げておりましたように、検討課題であるというふうに存じております。

それから、2時間程度の停電の際に連絡が来なかったという実態があるということでございます。確かに、こちらのほうにもそうした情報がすぐに入ってきていなかったという部分もございましたり、これにつきましては、関西電力とも協議をいたしまして連絡体制を緊密にとるようということで指導といいますか、協議をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） サルの捕獲器につきましては、本町の取り組みとして一歩進んだものとしてご理解いただきたいと思っておりますし、先進的な事例につきましては、さらに調査を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君） 山開センターにつきましては、この補正を認めていただきました後に、実施設計の入らせていただく予定にしておりまして、その中で十分に検証をし努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私に対してのお尋ね、交付税が今増えたということで、それを全施策に反映したらどうだというご質問であります。そうありたいと思いつつ、やっぱり財政健全化ということも、まずあります。今年多いさかいにこれをやるというのも、町政運営非常に問題があるんじゃないかなということで3年、あるいは10年と、施策を立てたら永久的に給付ないし、あるいはサービスという形で継続できることが必要だということで、現在の財政運営、あるいは行政運営をしているというふうに理解してもらったら結構でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東 まさ子君） 25ページですが、道路維持管理業務委託料ということで140万円予算化されておりますけれども、これは、どこへ委託してどういう内容のことをどこへ委託をされるのかお聞きします。

それから、下の測量設計監理業務委託料ということで、020万円予算化ですが、パーキングエリア関係の設計ということで、いろいろお聞きしたわけでありましたが、一つこれに関連しまして、従来の縦貫道のパーキングエリア用地、従来から計画のある、その用地は買収済みになっているのかどうかということが1点と。

それから一般質問でもありましたが、施設の財源ですけれども、答弁で、社会資本整備交付金、それから活性化プロジェクト交付金ですか、それと過疎債、三つある財源を言われたのか、その点についても一度お聞きしておきたいのと、それから14ページの外出支援事業委託料ということで、福祉タクシー業務を新しく導入をして実験するんだということでありましたけれども、これは今、移送サービスということでいろいろと社協やNPOなんかを取り組みされているということでありまして、それとの関連で、これは具体的にどういう中身で、どこに委託されるのかということをお聞きします。

それから、その下の15ページであります、子ども手当支援事業ということで94万3,000円でありますけれども、議会から資料ももらっていた記憶があるんですが、この10月から子ども手当事業というのが改正されて変わるということでありまして、この金額というのは、そういう改正の中身を含んだそういう内容のものになっているのか、以上についてお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 道路橋梁の維持管理事業につきましては、従来支障となる街路樹なり町で管理をしております町道の草刈り等を行っているところの業務範囲の拡大といえますか、追加によります町が行うべきところの業務範囲が追加になりましたので、その部分について補正のほうをお願いしておるところでございます。委託先につきましては、シルバー人材センターなり京丹波町森林組合、そしてふるさと振興センター等に業務のほうを部分的に分割して委託のほうをさせていただいております。

次に、国土交通省のほうで計画されておりますパーキングの計画地の買収につきましては、すべては用地買収は終わっておりません。部分的にまだ買収済みになっていないところがございます。

それと、整備の財源につきましては、今東議員がおっしゃられましたように、社会資本整備の交付金、これは国土交通省の補助金になるんですが、その補助金と地域活性化プロジェクト交付金、これは農林水産省の補助金になります。それと過疎債の併用によりまして、整備のほうを計画していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 続きまして、14ページの在宅高齢者等生活支援事業の外出支援事業の関係でございます。

ご存じのとおり、外出支援サービスにつきましては、福祉有償運送業者に委託し、実施をしておるところでございますけれども、特に丹波地区におきまして、需要と供給のバランスが、かなり逼迫をしております。新たに町内唯一の公共交通機関といえますかタクシー業者であります京都タクシーさんに委託をし実施をするものでございます。内容的には、外出支援サービスとかわらず、変わらない枠組みの中でお願いをしようということで、今協議をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 子ども手当の関係ですけれども、10月以降法案が通りました。支給額も変わるところでございます。しかし、今回の補正におきましては、平成22年度の子ども手当支給額実績に基づきまして、国・府支出金への返還金を、今回の補正では計上させていただいております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○ 8 番（東 まさ子君） 道路維持管理委託料の関係ですが、草刈りとか街路樹の整備ということでありましたけれど、草刈りなんかを町が管理しておられる、そういう範囲というのは、どういうところが対象となるのか、いろいろと大変だということはたくさんあるわけでありまして、町が直接維持管理をされている草刈りなどの決められている根拠というのか、そういうものをお聞きしたいと思います。

それから、パーキングエリア関係ですが、周辺振興施設ということで、今三つの財源をお聞きしたわけではありますが、国交省のこの関係は、補助というのはどのぐらいあるのか、農林省関係のものもどのぐらいあるのか、それぞれどういうところにこういう補助金が該当できるのか、そのことについてお聞きいたします。

それと、今回の補正には、提案というか上程されていないということでもありますけれども、子ども手当の関係で一つ、10月から改正されて実施されるということでもありますので、お聞きをしておきたいと思っておりますけれども、金額的には、金額が変わるということと、それから、もらった資料にも書いてあったんですけども、いろいろと問題になっております保育料とか給食の関係で、子ども手当から給食費とか保育料とか学童保育料なども天引きできるということで、保育料については、親の同意なしに、いわば強制的に天引きできるというふうなことになっているのかどうか、また4月以降というのは、この改正というのは、来年度はどうなるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 町が行っておりますところは、決まっているところもありますが、決まっていないところがあります。例えば、信号機を設置されて信号機が見えにくいというところがあるんですが、そういったところの樹木の伐採等を行う場合もありますし、基本的には、京丹波町の道路の認定基準要綱に書いていますように、集落または関係受益者のほうにお願いいたしまして、道路の維持管理作業は行っていただくんですが、集落から離れた部分につきましては、町のほうで道路の除草作業等を行うこととしております。

あと、補助金関係なんですが、計画しております施設には、駐車場なり連結する道路等が必要となってまいります。その部分につきましては、国土交通省、先ほど申し上げましたとおり、社会資本整備の交付金によりまして、整備のほうを行いたいというふうに考えておりまして、それと、農林水産省のお金につきましては、まだ現在何も決まってないんですが、検討しておりまして、建物の施設、建物等につきましては、農林水産省の事業のほうを活用して、整備をしていきたいというふうに考えております。

社会資本整備の補助率につきましては、60%です。それと、地域活性化プロジェクトの

ほうにつきましては、まだ府との協議が終わっておりませんので、国の補助率に府費を農林水産省の補助金の場合がありますので、40%から55%の間というふうに考えておりますが、まだ補助率のほうについては、確定はしておりません。

以上です。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 子ども手当に関する法案の状況ですけれども、この10月以降、保育料につきましては、保護者の同意がなくても天引きが可能となっております。

4月以降の分につきましては、現在の法律が今年度いっぱいの方でございますので、新たに新しい法律になる見込みでございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東 まさ子君） 法律では、保育料は強制的に天引き可能ということではありますが、町長にお聞きいたしますが、この点についてはどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それと、パーキングの施設ですが、これは奥へ、丹後のほうへ向いていくときには、施設が反対べらになるわけでありまして、これは隧道をつくれるのか、それともまほろばのようにぐるっと、まほろばというか、私もちょっと行ったことがあるんですけど、ずっとそういう道路を整備されようとしているのか、どちらなのか、考えておられましたらお聞きしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 子ども手当からいろんな公共サービスについての料金徴収は、非常に的を得てるんじゃないかなと、まず考えております。

丹波パーキングに隣接した拠点振興施設は、上下線ともパーキングエリアを、いわゆる府道側、北側に位置してもらうように、要請しておりますので、そのようになると考えております。

したがって、上下線とも京丹波町が設置します地域振興拠点施設は利用していただけるというふうに計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） ちょっと1点だけお伺いしたいと思います。

28、29ページにわたっての教育費の中での負担金補助及び交付金の中の、KYO発見で説明はあったかと思うんです、小学校、中学校それぞれ5学級、そして中学校7学級と説

明を受けましたが、大体何年生を対象にされておられるのか、それと、中学校のほうの工事請負設備改修工事57万8,000円です。瑞穂中学校ということは、説明を受けましたが、何をされるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） まず、負担金補助及び交付金の関係です。KYO発見仕事・文化体験活動推進事業補助金ですが、これは、小学校と中学校と両方取り組むということでございますが、小学校については、4年生と6年生。それから、中学校については2年生ということでございます。

それから、29ページの工事請負費の中学校設備の改修工事でございますが、これは瑞穂中学校のグラウンドの散水栓の設置、それから駐車場の碎石舗装の整備という事業について計上させていただいております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 私、もう1点お尋ねしておきます。22ページの農業費の農村情報整備事業費ということで、一般財源の230万円の減額で、その他230万円ということで、財源の振り替えになっておるんですけれども、理由をお尋ねしておきたいというのが1点でございます。

それから、町長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、今東議員からパーキングに伴う施設の関係でお尋ねがあったんですが、道路の関係で地下道と申しますか、トンネルで施設へ行くというのか、高架になるのか、下り、上り線があるので、下りのほうに施設ができれば、上り線は高架で行くか地下から行くか、こういうことになるんですけれども、今の考え方としては、いわゆる施設へ行くために片方の側はどういう形で行くということなのか、その点ちょっと、もう一度私からも伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 1点目の財源の振り替えでございますけれども、各集落に防災用、緊急連絡用のファクスを導入いたしましたけれども、その事業に財源が充当されましたので、一般財源から振り替えをさせていただいたものでございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させたほうが正確になると思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 現在、協議中でございますが、本線が現在の府道桧山須知線

より25メートルほど高いところに設置される関係で、それより高架で渡るとなるとかなり高い橋脚塔が必要となってまいりますので、本線の下をアンダーパス、ボックスカルバートを計画していただいて、宮津方面に向かっては、宮津のほうを向いて下をくぐっていただいて、また京都方面のほうの駐車場へ入っていただくという形で、今協議をしておりますが、まだ、連結の申し入れもしておりませんので、ただいま、そういった方向で協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） ちょっと細かいことになるんですけど、1点教えていただきたいなというふうに思います。

今回の補正の主な財源は、先ほどもありましたように、地方交付税と繰越金、この財源をもって歳出に充てるということで、大体9億8,000万円のうち、この歳出におきましては、財政調整基金に3億4,150万円、先行取得用地活用対策基金に4億1,284万9,000円と、約7億5,400万円を配分されております。

この中で、基金の配分ですね、えらい細かいとこまで出とうさかいに、どういう配分になっとるんかな、また、算出する根拠があれば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当者から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 基金の積み立て方法でございますが、財政調整基金につきましては、繰越金の2分の1以上を積み立てるとというのが地方財政法に規定がございます。

あとは、土地開発先行取得用地の基金の関係につきましては、将来の土地開発公社債務の縮小に向けまして、積み立てをさせていただくというものでございますが、端数等につきましては、特段決まったものではございませんで、予算調整の結果ということでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） それでは、ただいまから、議案第61号 平成23年度京丹波町一

般会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に9億1,860万円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億1,890万円にするものであります。

まず最初に、地方交付税でありますけれども、今回、3億4,961万円の増額となりましたが、当初予算で2億2,000万円を留保していたということであります。今町民の収入は減り続けております。その上、水道料や下水道料、国保税など、公共料金が上がっているわけでありますので、暮らしは深刻であります。最初から見込める財源は、積極的に予算を組んで、支援をすべきだったと指摘するものであります。

さて、今回の補正は、交付税の増額3億4,961万円、そして平成22年度の繰越金6億3,246万円を主な財源として、福祉タクシーの導入や13の区を対象に集会所の整備やエアコン設置などへの補助、有害鳥獣対策事業、用水路や農道整備の取り組みに対する事業、それから高齢者や農業者地域支援などが行われております。また、災害復旧への予算も図られている、このことについては大いに賛成をするものであります。

しかし、財政調整基金積立に3億4,150万円、先行取得用地活用対策基金積立に4億1,284万円と、補正予算の財源の82%が基金に積み立てられております。将来の財政需要に向けての財源確保、高額の利息返済を伴う土地開発公社の土地の買い戻しも必要であります。

しかし、給与や年金の減少に加えて、先ほども言いましたけれども、公共料金の負担の増などが暮らしや地域経済を抑え続けて冷え込ませております。国も町も財源を家計や中小業者を応援するために使ってこそ税収を増やすことにもつながります。82%を占めている基金積み立ての一部、これを使って水道や下水道の負担を軽減することや、軽減の拡充を進めることや、町営バス料金を引き下げて、みんなが利用しやすくして地域の活性化につなげ、そして暮らしを応援して消費を拡大すること、平成23年度から住宅改修助成制度ができましたけれども、地域でお金が回る、こうした地域経済対策への支援をさらに充実させることを求めるものであります。

また、子ども手当、先にもお尋ねいたしましたけれども、10月から支給額の変更となります。また、この子ども手当から保育料など、親の同意なしで天引きできると、そういうふうな内容に改正もされております。今、お尋ねさせていただいたところ、的を得ているということでありましたけれども、同意なしで天引き、こうしたことになると、家庭状況を行政が把握し、必要な支援策を講じる機会を失わせることにもつながってまいります。

したがって、保育料を強制的に天引きすることは許されない、このように考えるものであ

ります。

今回の補正では、従来から計画されている京都縦貫自動車道、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点施設を整備するためとして、用地測量、地質調査、埋蔵文化財調査のための予算1,700万円が提案されております。

この拠点施設整備については、具体的な内容としては、工事費や用地費に15億円が必要であるということ。そして基本計画をつくるため、ワーキング会議と策定委員会が設置され、内容について検討がされていて、10月下旬には基本計画案が最終確認されているというスケジュールになっていること。

しかし、プロジェクトを組んでの大規模な事業にもかかわらず、それぞれの委員会の傍聴は認められておりません。重要なのは中身でありますけれども、議会に中間報告もできない、こういうことでもあります。これでは判断する基準がありません。まちづくりの基本は、住民合意第一、こういうことがまちづくりの基本であるということでもあります。このことを指摘をいたしまして反対の討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○13番（北尾潤君） 議案第61号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から討論いたします。

本補正予算は、急務である財政健全化対策に主眼を置く一方で、次世代に向けては、丹波パーキングエリアの関連事業に2,020万円、また本町の農家にとって本当に切実な問題である有害鳥獣被害対策に2,050万円、本年5月29日の急な豪雨による多大な被害の災害復旧に1,760万円など、町民生活に直結した予算も組まれており、バランスがとれた的確な予算配分となっています。

先ほどもございましたが、この厳しい経済情勢の中で、財政調整基金への積み立てと先行取得用地の買い戻しよりも、喫緊の住民の暮らしを優先にという反対意見もあります。もちろん、現在の住民の暮らしは最優先されるべきことです。しかし、公共料金の値下げ等の一時的な施策による負担軽減が、僕らの子どもたちや孫たちの世代に負担を先送りすることにはかならないということも、厳しい現実として受けとめなければなりません。将来起こり得るかもしれない災害時や、投資すべき瞬間にお金がない、そのような事態を防ぐために、財政調整基金に3億4,000万円を積み立てており、また現在、ただただ利子が発生しているだけの状態の先行取得用地活用対策基金積立金に4億1,000万円余りが計上されております。

合併特例期間が終わり、ますます財政事情が厳しくなる本町の将来にとって、本補正予算は、可能な限り次世代に負の遺産を先送りしない。本補正予算は、将来の安心を得るための当然かつ積極的な予算編成である。そのことを確認いたしまして、議案第61号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）の賛成討論とします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決します。

議案第61号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）を、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第62号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第9、議案第62号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

東君。

○8番（東 まさ子君） 一つお聞きしておきたいと思うんですが、今回の補正であります。

一つお聞きしておきたいのは、保険給付費であります。今回の補正では、補正額としてはゼロでありますけれども、この間の、1月から12月までということですので、この間の医療給付費の推移というのは、前年度と比べてどうなっているのか。

それと、返還金ということで、支出がされております777万6,000円ですか、これにつきましては、国・府の返還金ということであります。前年度の超過的に交付された分を返還するということになると思うんですが、返還するということは、医療費がこれだけ少なかったということになると思うんですが、そればかりではないかもわかりませんが、医療の給付が少なかったということになるんでありますけれども、これ返還だけされているということではありますが、本来ならば、医療費の給付のほうも会計上減らなくてはいけないというふうに、普通だったら考えるんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 保険給付費の状況でございますが、平成22年度決算におきましては、一般被保険者の療養給付費1カ月当たり7,900万円余りでございました。平成23年度現時点の補正段階ですので5月診療分までですけれども、月平均で約8,200万円となっております。月によって大幅な変動もございますので、もうしばらく推移を確認してまいりたいと考えております。

それから、返還する理由でございますが、あくまでも平成22年度の実績額に対しての負担金でございますので、当初交付申請で入金いただいておりますのは、年間見込み額を出しての概算といえますか、医療費が確定しない中での交付決定をいただいております。最終的に医療費が確定した段階での精算で、今年度におきましては、返金ということでございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） しつこくて申しわけないんですが、国・府の補助金というのは、医療費の額に応じて、机の上の計算しか仕方ないわけでありましてけれども、それに依りて、34%とか7%とかいろいろ、そういう形で出ているんですが、国の返還があるということは、そういう医療費も少なかったということでもありますので、前年度にそういうことは、特別会計上は精査されているということで、国の交付金の関係だけが平成23年度に回ってきているということですか。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 負担金とか調整交付金の種類によりまして、算定基礎となります期間が異なっております。それによって、平成22年度の決算時点での精算、決算ができてから負担金の額が確定するというのと、それによって今回返還金の確定したお金で補正をお願いしているところでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田均君） 1件、担当課長にお尋ねをしたいと思うんですけれども、9ページにあります国保ヘルスアップ事業等ということで、2市1町でモデル事業で取り組むということでしたけれども、具体的に内容は、どういう事業をどういう形で取り組むのか、もう少しお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 今年度取り組みを予定しております国保ヘルスアップ事業につきましても、亀岡市、南丹市、京丹波町の2市1町が、南丹医療圏という枠組みにおきまして、京都府、また保健所、地区医師会と連携しながら、主に糖尿病の重症化予防事業に取り組むことといたしております。

具体的には、特定健診のデータから糖尿病が疑われる方で、現在受診しておられない方には、できるだけ早期の受診をお勧めする取り組みと、現在糖尿病で治療中の方につきましては、主治医の先生と相談の上、具体的な生活習慣、また食習慣の改善に向けて専門の看護師、また保健師が面接、また電話によりまして、その生活習慣の改善に向けてのサポートをするものでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 糖尿病ということで、非常にそういうことでは大事な分野と思うんですけども、肥満とかそういう形から起こるといふこともあるんですけども、京丹波も健診というかやっておるわけですけども、その項目の中に、旧町のときには、数値をあらわす、ちょっと私、今忘れたんですが、非常にその数値で、例えば、5とか6とか10とかいう数値で判断を、気をつけるといいますか、そういうようなことを実はテレビでやっておったんですけども、慌てて健診をした表を見たんですけども、その項目が今はなかったんですけども、そういうのを入れて肥満とか糖尿に対しても指導できるようにすべきだと思うんですけども、ちょっと検査の項目をちょっと私、忘れたので、申しわけないんですけど、わかっておればその項目を入れるべきやないかと、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 特定健診、一般の健診もそうですけれども、その健診項目の中には、糖尿病に関する項目が含まれておりまして、今回このプログラムでは、血清クレアチニン、それから尿たんぱく、HBA1Cという項目が主に糖尿病に関係する項目だそうでございますが、その数値から対象者の抽出をする予定になっております。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

議案第62号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、
原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第63号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第10、議案第63号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別
会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案
のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩をいたします。

再開は、10時30分といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第11、議案第64号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第11、議案第64号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、一つは歳入の水道事業費の分担金の737万1,000円ということで追加になっておるんですが、これについては、工場の増設分の分担金75ミリということで聞いたんですけども、それに伴って、当然、こういう本管の工事が終われば、当然水を使用するということが前提でございますので、いわゆる使用制限とか、そういうことができるのかどうか、また工場との関係でそういう協議というのがされておるのかどうか、1点まず伺っておきたいというように思います。

それから、5ページの施設費の委託料ですが、測量設計監理業務委託料ということで61万1,000円あるんですが、和知の西部の地区の工事というふうに聞いたんですけども、完成の時期というのは、いつなのか伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） まず1点目のご質問でございます。工場のほうに使用制限等協議をしているかということでございますけれども、当然、私どもで供給できる範囲ということで承知いただいておりますし、また工場にも受水槽をお持ちですので、そのあたりは、通常は特に問題がないかと思っておりますけれども、たくさん水の要る盆とか正月とか、また渇水期、そういったときには、当然、お話もさせていただかんんことが生じるかと存じております。

それから、二つ目の委託料の話でございます。完成につきましては、平成26年という形で申し上げておまして、現在、測量設計業務を推進しまして、事業のほうを推進していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東 まさ子君） 私も、歳入の分担金の関係で75ミリの加入分担金があったということですが、一般質問されている中で、3,000トンではダムができなければ給水できないということでありましたけれども、もし、日量3,000トン給水する場合に、配水管というのは、今の状況のままで、それぞれの管ですね、配水管というか、施設、そういうものは今のままで供給できる能力というのは、何もいわずともできるのか、その点についてお聞きしたいのと、それから75ミリの管を使っている、そういう対象者というのは、ど

のぐらいあるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） まず、現在整備もいたしました配水管を、今後ダムができてからもさわらずともよいのかというご質問ですが、想定して工事のほうをいたしました。

次に、75ミリの給水のほかあるのかということなんですが、ちょっと私のほうは把握しておりません。恐らくなかったかと思えます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 今、75ミリの関係でお尋ねをしたんですが、供給できる範囲で供給というような説明やったと思うんですけども、要するに契約したほうとすれば、75ミリで導入をして水の供給を受けるわけなんですけれども、当然、日量1,000トンでも2,000トンでも、いわゆる十分対応できるというんですか、そういう会社としては3,000トンということも言われておるとこやと思うんですけども、それができるという前提で、これは契約されたんじゃないかと思うんですけども、一般質問でもダムができるまでだということやったんですが、ダムができれば3,000トンという、そういうことがきちっと協議ができておるのかどうか、それまでは、例えば、1,000トンですよということになっておるのかどうか、ちょっとその点ですね、お尋ねしておきたいというように思います。

というのは、本来、もともとのダムからの水の給水といいますか、開発団地が中心になっておったんですので、一つの事業所に集中して送るということになりますと、例えば、そこにある配水池ですね、そこへ一たんは水が来て、そこからそれぞれ工場、各家庭へも行くわけですから、そういうことから考えると、一般家庭への影響というのは、ないものかどうかということと、今もありましたように、フル回転したときに、配水池の能力というのは、十分それで対応できると、そういう形になっておるのかどうかということをおきたい。ダムから直接そこへ送るわけやないんで、一たんは配水池へ上げて、それからそれぞれの工場、各戸へ配水しておるわけですので、その点、もう一度伺っておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 本当に、あくまでも供給できる範囲ということで、議員おっしゃるように、一般家庭に影響があつては、まずいけないというふうに感じております。

工場のほうも、お聞きしますと、段階的に増設されるということで聞いております。以後、いろいろと調整もしながら、供給していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 答弁漏れ。

木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 申しわけございません。答弁漏れです。

配水池の能力ということでございました。配水池のほうは、須知高校の裏にあります大きな配水池がございますので、能力的にはございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

村山君。

○6番（村山良夫君） 私は、議案第64号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）に賛成の立場で討論いたします。

私たち京丹波町の住民にとって、水をはじめとするライフラインの充実というのは、いつの時代にも切望するものであります。特に、高原の町であります京丹波町にとりまして、水道、すなわち水資源の確保というのは、まさに100年以來の悲願でありました。

このたび、京都府のご理解のもとに、畑川ダムの工事の完成を目の前にして、いよいよその悲願といえますか、夢も現実のものとなりつつあります。しかし、この事業でも、その恩恵を受けない地域というのもあります。これはライフラインすべてでございますけれども、やはり、平等にライフラインの充実ということが、当然のことであると思えます。

今回の補正予算の主たるものは、旧和知町の西部地区の水資源を確保するために、旧施設を統合して、その機能の充実を図るための簡易水道事業であります。まさに、全町平等なライフラインの充実を目的とした事業であります。

以上の点を上げて、私の賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

議案第64号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおりを決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第65号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(西山和樹君) 日程第12、議案第65号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○15番(山田 均君) 担当課長に伺っておきたいと思うんですけども、今回、通信運搬費の関係で、下水道料金の改定による通知ということで、一般質問もあったわけですが、その費用が出されておるんですけども、具体的に現地へ行ったとか、それから回答の状況やということもあったわけですが、当然、対象となる方100%ということが当然だと思うんですけど、具体的には、この通知を、これも10月からということになるわけですので、その辺については、担当課としては、今どのような取り組みをされておるのか、伺っておきたいと思います。

○議長(西山和樹君) 木南水道課長。

○水道課長(木南哲也君) ただいまの下水道料金に関しましては、使用水調査というものをやっております。回収率等、町長のほうからも答弁をさせていただいておるわけなんですけれども、現時点で約100件ほどまでになってきております。今後、使用水調査の結果の決定通知書というものを、それぞれ郵送しようというふうに考えております。

以上です。

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 続いて、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これで討論を終結します。

これより、議案第65号を採決します。

議案第65号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第66号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第13、議案第66号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 続いて、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより、議案第66号を採決します。

議案第66号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第67号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第14、議案第67号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 続いて、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、討論を終結します。

これより、議案第67号を採決します。

議案第67号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第68号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（西山和樹君） 日程第15、議案第68号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、1点は、収益的収入の1ページでございますけれども、それぞれ今回病院についても診療所についても、医業収益が入院収益、外来収益ということで、それぞれ790万円なり1,726万4,000円の減額になっておるわけでございますけれども、当初から見込んで、大幅な減額をするというのは、当初の見込みといたしますか、過大見積もりではなかったのか、原因というのは、どういうところにあったのか1点伺っておきたいと思います。

和知の診療所の関係は、これは外来収益の減というのは、院外処方にしたということで、その減なのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

それから、資本的収入の関係で5ページですが、補助金として府の補助金を、医療施設等の施設整備補助金ということで、医療機器エックス線テレビ装置ということで予定をされておったんですけれども、今回減額になったわけでございますが、当然、当初の見込みを含めて、予算計上されておったと思うんですけれども、今回、そういった医療器具の充実という

面では非常に大事な部分ではありますが、減額になった理由というのは、どういうことであったのか、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 3点ご質問をいただいた件でございますが、まず1点目の当初から外来収入等の減額をした理由ですが、これにつきましては、当初予算は、やはり作成、見立てをした時期が、昨年 of 年末のころからの実績数値を用いて行ったものでございます。

したがいまして、新年度になりまして、新しい数字を用いてこのようにはじかせてもらった次第でございます。

2点目の外来収益の件でございますが、もちろん院外処方 of 件もあるんですが、それ以上に、和知診療所につきましては、ただいま外来収益が、年々、和知診療所 of 受診者そのものが、地域エリアでございますので、人口減とともに比例して減っているという状況でございます。

3点目の資本的収入 of 医療施設の補助金 of 減額理由でございますが、これは当初、申請を京都府を通し国へ出しておったのですが、国のほうから京都府を通して連絡がございまして、このたび of 大震災 of 関係で補助金等を減額させていただいたというような連絡等がございました。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 震災 of 関係で補助金 of 減額ということなんですけれども、これは平成23年度、平成24年度復活といいますか、そういうことは見込みがないのかどうか、1点伺っておきたいというのが1点と。

それから、もう1点は、和知 of 診療所 of 場合に、院外処方ということで、診療所を利用する高齢者 of 方から、院外処方ということで、雨の日であれ雪の日であれ歩いていかんなんということで、その負担が大きいと。また、待合室も狭いということで、なかなか入れないときもあるという指摘が、町長と語るつどいでも出されておりまして、ファクスで送って、そして取りに来てもらうという方法も、南丹なんかでもやられとんのんで、そういうことを考えておるということもあつたんですが、具体的に実施時期とか取り組みについて、どういう状況になっておるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 最初の平成23、24年度 of 今後の見込み of 件でございますが、これは来年度もあきらめずに我々は申請していこうと考えております。

続きまして、2点目の診療所の院外処方の方でございますが、ファクス等の設置につきましては、10月以降、設置をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 続いて、原案に賛成者の発言を許可いたします。

梅原君。

○4番（梅原好範君） 議案第68号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論いたします。

病院事業会計につきましては、平成22年度に設置された京丹波町医療等審議会答申に基づき、本年4月から和知診療所、和知歯科診療所が、京丹波町病院と一本化された中で、全国的な医師不足にもかかわらず、病院長をはじめとし、診療所運営に対して全力を挙げてのバックアップ体制がとられております。

また、日々の和知診療所の外来運営においても、府立病院や関係病院機関から医師の派遣がなされ、診療所が休診となる日は一日もなく、安定した医療運営にご尽力をいただいております。

本年8月1日からは、和知診療所の外来処方せんが院外処方に移行されるなど、運営改革も着実に進められており、その効果として今回の補正予算にも本年8月以降の在庫分の削減が反映されております。

開始後1カ月以上が経過し、患者の皆様にも好意的に受け入れていただいております、おおむね順調に進んでいると聞いております。

細かな問題点や、その改善法については、職員全体が問題意識を共有して取り組んでいただいております、その迅速な対応は、実際に院外処方せんを利用し実感できるものです。

先般、京丹波町病院でも、来春からの院外処方の導入に向けて関係保険薬局を集めての説明会が開催される中、病院においてもますますの医療サービスの向上に向け改善を進めていただくようお願いいたします。

また、歯科診療所の運営体制の改善に対しても、現在詳細な検討がなされており、十分な議論のもと、今後においてさらなる利用者増が期待されます。

そうした関連予算も計上されている中、今回の補正予算につきましては、病院、診療所、

歯科診療所を健全に運営していくために不可欠なものとして、一定評価するものであります。

最後に、医師不足が叫ばれて久しいですが、今後も医師確保に対して寺尾町長をはじめ、関係各位のさらなるご尽力を強く要望し、本京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）について、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで、討論を終結いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

議案第68号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を、原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、認定第1号 平成22年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
日程第32、認定第17号 平成22年度国保京丹波町病院事業決算の認定について》

○議長（西山和樹君） 日程第16、認定第1号 平成22年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから 日程第32、認定第17号 平成22年度国保京丹波町病院事業決算の認定についてまでを一括議題といたします。

17件について、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、篠塚信太郎君。

○決算特別委員会委員長（篠塚信太郎君） 去る9月5日の本会議において、決算特別委員会に付託されました平成22年度京丹波町一般会計、15特別会計、京丹波町病院事業決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、9月12日、13日、いずれも午前9時から開催をいたしました。

それぞれの審議内容につきましては、順を追ってご報告申し上げるのが、本意ではございますが、議長、議会選出の監査委員を除く議員で、特別委員会が設置され、また議事録も作成されますので、省略させていただきます。

審査の結果につきましては、9月13日に議長あてに提出をしておりますお手元に配付の委員会審査報告のとおり、認定第1号から認定第17号までの17議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

それでは、委員会審査報告書を朗読し報告とさせていただきます。

平成23年9月13日 京丹波町議会議長 西山和樹様

決算特別委員会委員長 篠塚信太郎

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

認定第1号 平成22年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第2号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第3号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第4号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第5号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第6号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第7号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第8号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第9号 平成22年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第10号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第11号 平成22年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第12号 平成22年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第13号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第14号 平成22年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第15号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第16号 平成22年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第17号 平成22年度国保京丹波町病院事業決算の認定について、原案認定。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） ご苦労さまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

認定第1号 平成22年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○8番（東 まさ子君） それでは、私は、認定第1号 平成22年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

平成22年度決算は、寺尾町政にとって、初めての本格的決算となりました。

自治体の本来の役割は、住民の福祉の増進であります。今、私たちの暮らしは、賃金も仕事も年金も減り続けています。そうした状況の中、住民の暮らしや雇用を守る上で、自治体の果たす役割が重要であります。

平成22年度京丹波町一般会計の決算額は、歳入136億371万円、歳出127億5,886万円で、そのうち翌年度への繰越財源1億6,238万円を差し引いた実質収支は6億8,246万円の黒字となりました。この6億8,246万円の黒字から、平成21年度の繰越金の分、2億7,885万円を差し引き、財政調整基金として積み立てた5億9,207万円を加えた金額9億9,568万円が、実際の黒字であります。

寺尾町政のもと、平成22年度は町営バスの土曜日運行や住宅用太陽光発電システムの補助、学童保育の対象年齢の拡大などが実施をされました。これらは、住民の強い要望にこた

えられた施策として評価をするものでございます。

しかし、町民一人当たりの平均所得は、昨年度よりも14万円減少し、中でも給与所得者の所得の減少が顕著で暮らしの厳しさを現しております。そうしたもとで、平成23年度への繰越金6億8,246万円と、基金に積み立てた5億9,207万円の財源については、将来の負担を減らすためとの考えがあったとしても、住民の暮らし応援と地域経済を活性化させるための施策に使うべきだったと指摘をするものであります。特に、循環型経済施策に力を入れるべきであります。

昨年に引き続き、平成22年度も多額の不用額を生み出しておりますが、補正予算の段階で調整をし、住民の暮らしを向上させる有効な活用を考えるべきであります。

また、特に工事請負契約や測量設計委託料などの契約案件で、低い落札率による多額の不用額が生じておりますが、地元業者が下請などに参加している場合、適正な労働単価が保障されているのかも検証が必要であります。工事の発注についても分離分割発注を進めて地元業者に優先的に配慮し、地域経済の活性化につなげることが大事であります。

また、本年度から本格的に京都地方税機構による未収金の徴収業務が始まりましたが、町税や国保税の納期がおくれると、自動的に税機構へ移管していますが、悪質なものに限りべきであります。

義務教育である小中学生の保護者の負担は増えており、就学援助費の給付費目に国が示すクラブ活動費も加えるように改善を図るべきです。

一般会計から国保会計への繰り出しがされておりますが、制度に基づいたもので町独自では何も繰り入れがされておられません。平成21年度的大幅引き上げで滞納者も滞納額も大幅に増加をいたしました。従来一般会計で予算化されておりました特定健診の費用や町の施策として行っている医療費の無料化に対する国の補助金減額分は、保険税を必要以上に高額にしている原因であり、繰り入れを行い負担の軽減を図るべきであります。

また、5年間の契約で委託しております食彩の工房は、農業振興や地域の振興に役割を發揮すべきであります。そして食彩の工房の設置目的に沿った運営に取り組むべきです。

また、畑川ダムは、人口が6,000人増えるので、水が不足するとの当初計画でありましたが、その計画は破綻し、事業所へ水を供給する方向へと水需要の対象が変わりました。これは、水需要計画の大幅な変更であり、その内容を住民に明らかにすべきであります。ダム水の水質問題も含めて大きな負担が水道料金として町民に押しつけられないかを指摘するものであります。

以上、平成22年度の決算は、住民の暮らしを守り、地域経済を振興する町政運営になっ

ていない、不十分であることを指摘をして認定に反対の討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

横山君。

○1番（横山 勲君） まず最初に、今なお東日本を襲いました災害によりまして、避難を余儀なくされております方々、また、熊野地域を中心とする台風12号により、土砂崩れなどにより被災をされました方々に、哀悼の礼を示しご冥福をお祈り申し上げますとともに、一昨日の台風15号により、被災されました方々の一日も早い復興をお祈りを申し上げるものでございます。

さて、ただいま提案をされております議案、認定第1号 平成22年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成22年度京丹波町一般会計歳入歳出決算は、寺尾町政が就任され実質的な初の予算に対する決算でありました。平成22年度は、リーマンショック後の混乱した経済の中で、失業率の増大に加えデフレ状態が続き、円高や株安の進行が予測される中で、町長が掲げられました「安心・活力・愛のまちづくり」に向けた実質初年度の平成22年度でありました。

そのまず第一歩は、地域医療の充実と災害に強いまちづくりと、生活交通の充実であり、加えてケーブルテレビ全町開局に向けました事業の推進、産業振興と発展、畑川ダムの平成24年度完成に向けた取り組みと周辺整備、加えてみずほ保育所建築をはじめとした瑞穂地域の小学校の統合整備、中学校の体育館の整備等の事業に、精力的にお取り組みをいただきました。加えて、町民憲章や町のシンボルとなります町の木、鳥、花などの制定に向けた取り組みもいただきました。

平成22年度は、まずは公約の完全実施に向けての町行政全般にわたる執行であったと思います。とりわけ平成22年度決算におきましては、事務の効率化や人件費の縮減などに努められ、財政調整基金に5億9,000万円余りを積み立てられ、さらに地域振興基金の積み立てに1億6,000万円余り、加えて土地開発公社先行取得用地、いわゆる塩漬け土地の買い戻しに1億6,000万円余りが積み立てられるなど、今後の財政需要に備えるための処置も実施をされたところでございます。

加えて、借金であります地方債残高は、合併初年度であります平成17年度に比べ46億1,900万円余り縮減され、一方、町の貯金であります基金におきましても、合併当初と比べますと、18億2,000万円余り増加するなど、財政の健全化に向けた取り組みをいただき、その結果として実質公債費比率が前年度比較マイナス1.8%の1.7%となったところで大幅な改善が図られました。

しかしながら、一方では、いまだに将来負担比率は154.8%と高い水準ではあります。加えて合併特例債が終了いたします平成27年度以降、交付税が段階的ではありますが、約8億円減少すると見込まれておりますこと、さらに3億2,000万円余り近くに及びます収入未済額を考えますとき、より一層の歳入確保と経費節減を求めまして、賛成討論いたします。

○議長（西山和樹君） 他に討論はございませんか。

山内君。

○7番（山内武夫君） それでは、認定第1号 平成22年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成22年度の本決算は、寺尾町政にとって初めての予算編成の中での決算でありましたが、町長をはじめ理事者、全職員が一丸となって今日の国及び地方公共団体の厳しい状況を認識しつつ行政執行に全力を傾注され、施政方針にうたわれております「安心・活力・愛のあるまちづくり」の諸施策が着実に実行され、複雑多岐にわたる町民ニーズに的確に対応された成果が今日の決算となって現れていると認識いたしました。

まずは、今後のまちづくりに明るい将来展望を見出すことのできる決算であると考えます。

全体を通して、初の予算編成に取り組まれた寺尾町長には、限られた財源をより効果的に配分され、知恵と工夫を凝らして公約とされております財政の健全化を最優先に、町債発行の抑制と懸案の土地開発公社の債務処理にも着手され、財政健全化にわずかな光も見えてきたところであります。

また、医師確保をはじめとした医療改革の推進、町営バスの土曜運行、さらには小学校の統合やみずほ保育所の建設事業に取り組まれるなど、道半ばではありますが、あらゆる施策で独自色を発揮しつつ、堅実な予算執行が図られたものと考えます。

具体的な施策では、町民の命と健康を守り安心して暮らせるまちづくりに向けての医師確保奨学金制度の創設や、中学校卒業までの医療費助成事業、健康診査や予防事業などの保健活動の推進、安心・安全な住環境のための住宅耐震改修補助制度の創設、環境面では住宅用太陽光発電システム制度の創設、農林業関係では農地の荒廃や集落営農機能の低下が懸念される中で、農地保全や特産物の振興、営農組織への支援、有害鳥獣被害防止のための助成補助、地元商工業者への支援策としてのプレミアム商品券の発行事業、また、京丹波町住民の悲願であります畑川ダム建設事業の推進や、病院をはじめとする地域医療の充実と経営の効率化、さらには、高齢者や中学校の保護者など多くの皆さんから切実な要望のあった町営バスの土曜運行の実施、町内情報基盤の統一に向けたCATV拡張整備事業の推進、その他、

瑞穂地区保育所の建設や本年4月開校しました瑞穂小学校の建築など、住民要望に沿って積極的かつ着実に諸施策が実行されたものと認めます。

一方、財政面では、経常経費の削減と地方債残高の削減に向けての公債費の抑制にも努められ、実質公債費比率は昨年度比1.8ポイント減少の17%となり、今日まで進めてきた財政健全化対策の効果が顕著にあらわれたものと認めます。

また、今年度の徴税収入実績は、現年度分で97.11%、過年度分では13.21%といずれも前年実績を上回っており、日々懸命に徴収に努められた成果であるとともに、今日までのご努力に敬意を表するものであります。

町税をはじめとする各種料金の収納対策については、行財政改革の中でも最重要課題としての方策が講じられておりますが、今後一層、公平公正の原則から、徴収に努められるよう要望するものです。

地方自治体の行政は、地方分権により、ますます多様化する住民要求に対して、公平かつ効率的に充足させ、有限な財政力の中で、無限の住民要求にいかに対応してこたえることができるのかに尽きると考えます。

そういう点で、寺尾町長には、京丹波町のリーダーとして町民の先頭に立ち、新たな時代の新たな京丹波町の建設に、しっかりと道筋をつけていただきますことを強く要望し、ご期待するものであります。

以上、本決算は、町政の発展と住民目線の福祉向上が図られた決算と認め、心を込めて賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで、討論を終結いたします。

決算認定の表決は、起立により行います。

これより、認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第1号 平成22年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、認定することと決定いたしました。

次に、認定第2号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 次に、原案に賛成者の方の発言を許可いたします。

原田君。

○11番(原田寿賀美君) それでは、認定第2号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

市町村国保は、住民の健康を守り快適な生活環境を支援するものであり、また最後の砦としての役割も果たしております。被保険者は町の人口の減少に伴い、年々減ってはきておりますが、約人口の30%を占めております。

そこで、議題となっています平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。まず、歳入面では17億9,800万円、そのうち保険税が3億9,600万円を占めております。さらには、国庫支出金、交付金で11億7,300万円、府支出金で9,100万円、繰入金やその他で1億3,800万円となっております。保険税が、全体で占める割合は33.7%であります。これは恐らく50%をめどにするものであるというふうに考えます。

そこで調定額を見てみますと、5億3,300万円が計上されております。これが全体の45.4%となっております。

したがって、未収金が1億3,100万円、11.7%、恐らく、繰入金相当額になるのではないかなというふうに思われます。収納業務は、京都地方税機構にすべてをゆだねておりますが、町としても収納に対する最善の努力が求められます。

次に、支出面であります。総額17億8,000万円で、保険給付費が11億9,100万円、それから納付金や拠出金といたしまして4億9,700万円、健康管理のための保険事業費として3,600万円、その他の経費として5,600万円が決算されております。割合から見ますと、保険給付費が70%を占めております。これは国保運営に対する適正な基準だというふうに私は理解をいたしております。

保険事業費で3,600万円となっておりますが、これは申し上げることもなく、保険給付費削減のための経費でありまして、即座の効果は見えなくても将来を見通しての効果的な保険事業は重要になります。引き続いて継続を求めるものであります。

住民が安心して医療にかかれる国民皆保険制度を充実させていくためにも、負担の公平性の観点からも、徴収率の向上、被保険者への訪問、さらには実態調査を継続しながら、制度

がより多く住民の皆さんに理解をいただき、今後とも努力をされることを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第2号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 続いて、原案に賛成者の方の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第3号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第4号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） それでは、認定第4号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特

別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論をいたします。

2011年の65歳以上の高齢者人口は、前年比24万人増の2,980万人で、過去最高を更新したことが16日総務省の推計でわかりました。80歳以上は、男女を含め昨年から38万人増え、866万人であるとのこと。この医療制度が平成20年の4月からスタートいたしましたが、多くの国民はもとより医師会からも反対の声が上がり、参議院で廃止が可決されました。

平成21年の9月に、民主党政権に交代をして丸2年になります。公約の一つに、後期高齢者医療制度を廃止し、国民皆保険を守るとの公約を掲げました。しかし、この間、首相は3代目になりましたが、廃止に向けては前に進んでいません。差別の根幹を変えない、今より悪くなる新制度が検討されようとしております。

実施され3年目となりました本町での平成22年度の実態が出されました。普通徴収の方で48件、55万4,690円の収入未済があり、滞納繰越は平成21年度から4.5倍の9件、6万9,503円となっています。

この制度は、医療給付費の増加と高齢者人口の比率増加による財源割引の引き上げによって保険料が増加することは必至であります。ますます滞納者が増えてくるのではないのでしょうか。

だれもが年を重ねれば、何らかの病気は出てくるものです。安心して医療を受けることのできない医療制度は即廃止すべきことであることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

森田君。

○5番（森田幸子君） ただいま上程になっております平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度の実施に伴いまして、特別会計が設置され、3回目の決算となりました。本会計は保険料の賦課徴収と一般会計から保険基金安定繰入金を受け入れ、京都府後期高齢者医療広域連合へ納付することが主たる役割でございますが、広域連合の財政基盤の安定に重要な役割を果たしている会計であります。そのため、保険料徴収率が低下しますと、広域連合会計の財源不足が生じまして赤字決算になる可能性がある会計であります。

本町の国保税などの保険料収納率から考え、収納率が低下するのではないかと予測しておりましたが、加入者の保険料納付に対する意識が高く、そして所管課の保険料収納業務にご努力いただいた結果、特別徴収は100%、普通徴収は97.9%、滞納繰越分は84.

9%、保険料合計では99.5%の高い収納率となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額及び実質収支額ともに240万9,106円の黒字決算となったところです。

本町におきましては、人間ドック助成をされるなど、高齢者の健康管理に留意されており、今後とも本医療制度の財政基盤の安定に向けて、引き続き保険料収納率の向上にご努力をいただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第4号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 続いて、原案に賛成者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第5号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

山田君。

- 15番（山田 均君） ただいま上程になっております認定第6号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成22年度の水道事業は、収入未済額は、7,140万5,082円で、前年度より948万7,768円も増加をしております。前年度比で1.33%の増加です。生活困窮者への減免対策なども講じるべきです。指摘をしておきます。

水道事業会計で、畑川ダムの建設費負担は、1億3,828万5,000円、畑川ダムからの取水量を実態に見直すべき、このことをこれまでから強く申し上げております。将来住民が使わない水の取水量の負担を背負うこととなります。畑川ダムの再評価報告書では、丹波瑞穂の給水計画人口を1万9,000人とし、計画1日最大給水量も1万4,260トンとしていますが、人口は合併時から毎年減少し続けています。再評価報告書の水需要説明資料では、開発団地で1,700人増加する。625区画で1区画2.7人の増加と計算をしております。

さらに、住民票を置かない人で、給水要望は590人、これも216区画で、1区画2.7人の増加で計算をしております。開発団地での給水実態は、給水計画と大きな差が出てきています。再評価報告書の水需要説明資料では、開発団地で人口は増加し、水需要は増加すると見込んでいますが、事業所からの増量要望を大幅に増やして全体の水需要計画の見直しはされていません。人口が増える根拠を示さず、企業名も明らかにせず、ただ増量要望希望があることだけをダムの必要性の根拠にしていますが、水道事業は、公共の福祉を増進するように運営しなければならないとしており、住民の暮らしを高めるためであることが基本です。

まちづくりに水確保は欠かせない。水はないよりあったほうが良いといわれますが、事業所への増量が中心であれば、それに合った水需要計画に見直すべきです。

丹波瑞穂地域では、統合事業により本管を連結して水不足に対応しており、これまでとは大きく改善をされ、近年では給水制限も行っておりません。将来を考えればダムからの取水を中心にするのではなく、できるだけ多くの水源地を確保し取水することが水質はもちろん水確保に大きな力を発揮していることは、全国の事例からも明らかです。まちづくりの主役は町民です。町民が納得できる将来人口予測をもとにした水需要計画に見直すべきです。そして事業所への水需要計画と費用の負担割合も明確にすべきです。24年完成に向け、ダム

建設が進んでいますが、実態に合った取水量に再検討すべきです。そして、過大投資をした負担を町民には絶対に押しつけないことを明確にすべきです。このことを強く指摘して、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

松村君。

○12番（松村篤郎君） ただいま上程されております認定第6号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算に係りまして、賛成の立場から討論をいたします。

京丹波町における水資源状況は、丹波高原の分水嶺に位置することにより、過去にたびたび水不足に悩み苦しみも味わってまいりました。決して豊かで潤沢なものではありませんでした。しかし、畑川ダムの完成を間近にし、完成時には日量5,000トンの水が得られるに至っては、水道事業の拡大と料金収入の増加に大きな期待があります。

平成22年度決算額は、歳入が12億8,826万4,000円、歳出が12億7,317万6,000円で、形式収入は1,508万6,000円の黒字となり、翌年度に繰り越す財源539万6,000円を差し引いて969万2,000円の黒字決算となっております。歳入において前年度対比100%を超えるものに使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金及び調査費などがあり合計では112.5%の伸びとなっています。

しかし、使用料収入は、前年度から822万5,000円余り増加しているが、収入未済額が現年分1,389万円と前年比340万円の132%の増加をしております。原因分析が必要であり引き続き早期回収に努められることを期待いたします。

歳出では、和知西部地区の簡易水道統合整備事業の促進に努められていることは、完成を待ち望む住民にとって期待の大きいところでもあります。

畑川ダム建設負担金1億3,828万5,000円は、京都府との一定のルールに基づくもので、完成の喜びを目の前にしていることは、町民の願うところだと確信いたしております。

今後、水道事業が独立採算制の理念にのっとり、効率かつ効果的に事業運営がされることを心より期待し、それを申し上げ賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第6号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(西山和樹君) 起立多数であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第7号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 続いて、原案に賛成者の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これで、討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第7号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第8号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 続いて、原案に賛成者の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第8号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第8号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第9号 平成22年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 続いて、原案に賛成者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第9号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第9号 平成22年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 続いて、原案に賛成者の発言を許可いたします。

梅原君。

○4番（梅原好範君） 認定第10号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

平成22年度の京丹波町町営バス運行事業特別会計では、自家用バス1台を含む17台の車両を保有しながら、朝夕にはスクールバスとして児童・生徒を中心に移送し、スクールバスの空き時間を活用して定期便を運行するなど、京丹波町住民の利便性の向上に努められております。

また、平成22年4月からは、多くの要望があった土曜日運行も開始され、利用者からは非常に便利になったとの声をお聞きしております。

一方、事業運営に関しましては、スクールバス運行経費として、普通交付税を原資とする

繰入金を適切に見込み、運賃収入や事業収入により、財源を確保されているところですが、管理経費の執行においては、さらなる経営改善に努められますようお願いするものです。

平成23年度には、住民の安心・安全を目的とした新たな路線の新設や増便、さらには須知高校生への通学助成金制度の創設など、利用者のニーズを的確に反映する積極的な事業運営が実施され、利用する生徒や保護者より大変歓迎されております。

しかし、利用者数の低迷など、大幅な改善策を講じる時期に直面していることも、また避けられない事実として存在しております。

町民が、町営交通機関に求めるもの、そして先ごろまとめられました交通手段確保に関する懇話会からの意見書を参考としながら、新しい生活交通の構築を速やかに行われ、無駄のない京丹波町民のための町営バス運行が行われることを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第10号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第10号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成22年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 続いて、原案に賛成者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第11号を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第11号 平成22年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、

委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第12号 平成22年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 続いて、原案に賛成者の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第12号を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第12号 平成22年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第13号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 続いて、原案に賛成者の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第13号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第13号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 平成22年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 続いて、原案に賛成者の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第14号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第14号 平成22年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 続いて、原案に賛成者の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第15号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第15号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第16号 平成22年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 続いて、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第16号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第16号 平成22年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第17号 平成22年度国保京丹波町病院事業決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 続いて、原案に賛成者の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、討論を終結いたします。

これより認定第17号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第17号 平成22年度国保京丹波町病院事業決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第17号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第33、閉会中の継続調査》

○議長(西山和樹君) 日程第33、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち会議規則第75条に規定するとおり、お手元に配付いたしましたが、

閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第34、議員派遣》

○議長(西山和樹君) 日程第34、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件について、会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することといたしたいと存じます。

ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成23年第3回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 篠塚信太郎

〃 署名議員 梅原好範